

ケアホームまんでん小規模多機能型サービス重要事項説明書

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0265-98-8603 9:00～ 17:30 （月曜日～金曜日）

相談窓口担当 青木 真知子

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 事業所の概要

（1） 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	小規模多機能型居宅介護 ケアホームまんでん事業所
事業所番号	2092400148
所在地	長野県上伊那郡飯島町飯島671-1
サービス提供地域	飯島町（飯島町以外の方も利用可能な場合あり）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2） 事業所の職員体制（令和5年04月1日現在）

		資 格	常 勤	非 常 勤	業務内容	計
管 理 者			1 名		管理	1 名
介護支援専門員			1 名		計画作成	1 名
従事者	看護師・准看護師		3 名	1 名	看護等	4 名
	介護福祉士		5 名	2 名	介護等	8 名
	社会福祉士		名	名	介護相談等	名
	2級訪問介護員		1 名	名	介護等	1 名

※人員配置は、配置基準を満たした上で変動があります。

(3) 利用定員等・営業時間

	通所介護	訪問介護	宿泊
利用定員	18名／1日	10名/1日	6名/1日
営業日	365日	365日	365日
サービスの提供時間	8：30～17：30 (基本)	7：00～20：00	17：30～8：30

(4) 事業所の設備概要

居間兼食堂 (活動室)	67.08㎡	宿泊室	6室
浴室	一箇所(リフト浴装置付)	静養ベッド	3床
		送迎車	3台

3 サービス内容と料金

サービス開始前に利用者の方やご家族、ケアマネジャー等とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則（自己決定・能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活の実現にむけ援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。なお、サービス利用登録後は、ケアマネジャーは当事業所へと変更になります。

(1) 介護保険のサービスの内容

① サービス計画書の作成

「居宅サービス計画」と「小規模多機能型居宅介護計画」を作成いたします。「居宅サービス計画」には、「小規模多機能型居宅介護」以外の法定上利用可能な居宅サービスを希望や状態を勘案した上で含めます。

② 食事

食事は、介護用品等の利用によりご自分で食べることができるように援助します。また利用者同士や職員とのコミュニケーションをとりながら、その人のペースで食事ができるように行い、楽しい雰囲気づくりにも心がけます。

③ 入浴介助

安全に留意し、心身に過度の負担をかけないようにするとともに、利用者のペースを尊重し、楽しみな入浴とします。体調のすぐれない日は入浴を避けたり、入浴中に体調の変化があったときは、ただちに中止し、家族や医師の指示を仰ぐなど適切に対処します。

③ 清拭

心身に過度の負担をかけないように短時間で終了させます。必要に応じ、部分浴と組み合わせで行ないます。

④ 排泄介助

できるだけトイレを利用するよう援助しますが、それでも無理な場合は、すぐにおむつを使うのではなく、ポータブルトイレや便器・尿器等の利用を考えるなど、できる限り自立した排泄手段を考えて援助します。

⑤ 更衣

更衣は、できる限り本人の能力を損なわないように行います。

⑥ 就寝援助

就寝の援助は、利用者の生活習慣を尊重しできるだけ安心した睡眠がとれる様に行ないます。

⑦ 掃除・整理整頓

利用者の生活空間や掃除方法は、長年の生活習慣がありますので、必ず、利用者や家族の同意を得てから行ないます。常に清潔を心がけ衛生面にも気をつけるとともに、作業は効率よく行ないます。

⑧ 緊急時の対応

緊急通報等による訪問に際しては、的確な判断に努め、速やかに必要な対処をとるように努めます。

⑨ 介護相談

広く生活全般に関わる相談に応じ、早期に問題を把握、発見し、専門的援助につなげるようにします。

⑩ 介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

- ・ご家族のために行なう行為や、ご家族が行なうことが適当と判断できる行為

- ・訪問介護員（以下、「ヘルパー」という）が行なわなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行なわれる家事の範囲を越える行為

（例：正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車輛の清掃、ペットの世話、家屋の修理、大掃除、ガラス拭き、床のワックス掛け、草むしり、花木の水やり、家具の移動や模様替え）

（２） 介護保険のサービスの料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の１割で、下記の通りです。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

① 小規模多機能居宅介護サービス費

登録期間が一月以上の場合	１月あたりの自己負担額	登録期間が一月未満の場合	１日あたりの自己負担額
要支援 1	3,450円	要支援 1	113円
要支援 2	6,972円	要支援 2	229円
要介護 1	10,458円	要介護 1	344円
要介護 2	15,370円	要介護 2	506円
要介護 3	22,359円	要介護 3	735円
要介護 4	24,677円	要介護 4	812円
要介護 5	27,209円	要介護 5	895

※月途中での登録または解除により登録期間が一月に満たない場合は、介護報酬算定に基づく日割り分に登録日数を乗じて計算します。

※登録後30日以内の期間に限り、初期加算として上記料金に30円／１日に加算されます。

下記項目が、加算となります。

認知症加算（２） 890 看護員配置加算 900 訪問体制強化加算 1000

総合マネジメント加算 1200 サービス体制加算 750 処遇改善加算（１） 特定処遇改

善加算（１）

② 食事の提供に関する費用（保険給付外）

- ・朝食 ￥500 円
- ・昼食 ￥800 円 ※当日のおやつ代を含みます。
- ・夕食 ￥600 円

③ 宿泊に要する費用（保険給付外）

1 日あたり ￥3,000 円

※宿泊に要する費用は、上記居住費・光熱水費相当のほかに、利用者の希望などにより、歯ブラシや歯磨き粉、個人使用の化粧品、個人もちのウェットティッシュ、個人もちのティッシュペーパー、個人もちのヘアブラシなどの日常生活用品代、紙おむつ代などの費用を負担していただく場合があります。

（３） 料金に関する補足事項

※介護保険の小規模多機能型居宅介護サービスの提供は、居宅サービス計画（ケアプラン）と小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容と回数を前提としますが、随時の対応を希望される場合、または緊急に対応が必要と判断される場合には、この限りではありません。

※随時対応のサービスに際しては、状況によっては直ちに対応ができない場合も考えられますので、あらかじめご了承ください。

※随時対応などによって発生する追加料金については、その内容についても異なります。

※利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

※料金のお支払方法は、原則的に利用者の口座より自動引落となっております（1 回の引落につき手数料 J A 55 円・アル信 55 円・郵便局 10 円・八十二 55 円（税込）をご負担いただきます）。毎月 15 日までに前月分の請求書を発行いたします。自動引落の期日は毎月 20 日（休日の場合は翌営業日）です。

※料金の振替口座につきましては、原則として利用者ご本人の年金受取口座で登録願います。

（４） キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。

<通所サービスの場合>

- ① 利用当日に送迎車が自宅到着時にてキャンセルされた場合：300 円

なお、ご利用者が入院等特別な状態になった場合は、キャンセル料の請求はいたしません。

<訪問サービスの場合>

- ① 利用当日に訪問介護員が自宅到着時にてキャンセルされた場合：300 円

なお、ご利用者が入院等特別な状態になった場合キャンセル料の請求はいたしません。

< 宿泊サービスの場合 >

- ① キャンセル料金：無 料

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお問い合わせください。職員がお伺いいたします。サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 当事業所のサービスを利用するにあたり、利用者の方で既に契約している居宅介護支援事業所がある場合は、事業所を変更することになります。事前に同所の担当者でご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。但し、1年以内に利用者が介護保険施設を退所し再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業所の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。
- ・利用者が他の小規模多機能型居宅介護事業所の登録者となった場合。但し、1年以内に利用者が他の小規模多機能型居宅介護事業所の登録を解除し再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業所の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）となった場合。但し、1年以内に利用者が再び要介護認定となった場合、利用者と事業所の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖する場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービ

スを終了することができます。

- ・利用者が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 当事業所の小規模多機能型居宅介護サービスの特徴

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者がもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。当法人の持つ様々な機能を生かして、利用者の在宅生活を援助します。

職員を対象にした研修会、学習会等を実施し、サービスの向上に努めます。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間につきましては、あらかじめ利用者の方と相談し連絡いたします。行事等を実施する時は通常の送迎時間と異なる場合がありますのでご注意ください。

- ② 食事のみのキャンセルはあらかじめご相談ください。

- ③ ケアプラン等に基づいた日数・時間でのご利用が前提となりますが、変更を希望される方は、ご相談ください。

- ④ ホームヘルパーの変更

変更希望者はお申し出ください。ご相談に応じます。

- ⑤ 職員への研修

研修会、学習会等を行い、常にサービスの向上に努めています。

- ⑥ サービスマニュアルの作成

小規模多機能型居宅介護サービスを提供するための利用者別のマニュアルを整えております。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主 治 医 氏 名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	

	連 絡 先	
--	-------	--

7 サービス内容に関する苦情

小規模多機能型居宅介護事業に関する相談、要望、苦情等は下記のサービス相談窓口担当か利用者相談委員会までお申し込みください。

小規模多機能型居宅介護事業所	担当	青木 真知子
電話	0265-98-8603	F A X 0265-86-2226
受付時間	9時～ 17時（月曜日～金曜日）	

「苦情・相談」	担当	長野県国民健康保険団体連合会
電話	026-238-1580	
受付時間	9時～17時（月曜日～金曜日・祝日除く）	

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口的苦情を伝えることができます。

町の場合は下記の窓口があります。

担当 飯島町役場 住民福祉課 高齢者福祉係

電話：0265-86-3111 （代表）介護保険係

8 当法人の概要

法人名称	特定非営利活動法人まんてん
代表者	青木 茂彦
法人本部所在地	長野県上伊那郡中川村片桐 7776-3
電話番号	0265-88-2427
法人設立	平成 15 年 8 月 14 日

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行ないました。

事業者

所 在 地 長野県上伊那郡飯島町飯島 671-1
 名 称 特定非営利活動法人まんてん
 ケアホームまんてん

説明者名

印

同 意 書

年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護サービスについて重要事項の説明を受けました。

また、このたび小規模多機能型居宅介護サービスを利用するにあたり、利用者およびその家族の個人情報サービスをサービス担当学会議等において用いることについて同意いたします。

利用者名

印

代理人名

印